

お客様 各位

都留信用組合

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当組合では、官民一体となり取り組んでいる「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みの一環として、下記のとおり対応させていただきます。

当組合では、手形・小切手に代わる決済手段として、電子記録債権（でんさい、でんさいライト）やインターネットバンキングをご用意しておりますので、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

記

対応事項	実施（予定）日	留意事項
当座預金の新規口座開設の終了	令和8年2月27日（金）	すでにお持ちの当座預金口座は、引き続きご利用いただけます。
令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立ての受付終了	令和8年2月27日（金）	対象の手形・小切手は支払呈示期間中に支払金融機関にご呈示ください。
「当座預金払戻請求書」の取扱開始	令和8年6月1日（月）	払戻に際して小切手の代わりにご利用いただけます。払戻時ご本人確認をさせていただく場合があります。
手形帳・小切手帳の発行終了（署名鑑サービス含む）	令和8年6月30日（火）	発行受付終了日時点でお持ちの手形・小切手は、引き続きご利用いただけます。
手形・小切手の最終振出期限の設定	令和8年9月30日（水）	最終振出期限を超えて振出された手形・小切手等は決済できません。
他行を支払地とする手形・小切手の入金および代金取立ての受付終了	令和8年9月30日（水）	受付終了日以降、手形・小切手を受け取った場合は、振出金融機関や振出人等に決済方法をご相談ください。
当組合を支払地とする手形・小切手の入金および代金取立ての受付終了	令和9年3月31日（水）	
商業手形割引の取扱終了	令和9年3月31日（水）	令和8年9月30日以前に振出され、かつ令和9年3月31日までを期日とする手形は割引可能です。

以上

【本件に関するお問合せ先】

都留信用組合 事務部

TEL：0555-24-4511